

【前橋市六供清掃工場の余剰電力を活用した自己託送事業に係る公募型プロポーザル】 質問に対する回答

No.	該当項目	質問内容	回答
1	実施要領 7 説明会 及び 様式第2号	説明会日時について、実施要領上、「令和5年6月27日（火）午後2時から」とされていますが、参加申込書の本文中では「令和5年6月28日（水）に開催の説明会に」と記載があります。 説明会は、27日と28日のどちらになりますでしょうか。	説明会は、令和5年6月27日（火）午後2時から開催します。 様式第2号は、修正しデータを差替えました。
2	実施要領 8 応募の手続き等 (1)④イ	「契約実績を証明する書類（契約書の写し・仕様書等）」とありますが、契約実績を証明する書類のうち契約単価等の営業情報については当該地方公共団体との秘密保持条項に抵触するため、黒塗りをさせて頂いてもよろしいでしょうか。	契約単価等の営業情報については伏せていただいて構いませんが、応募資格である国又は地方公共団体と電力供給契約の履行実績が分かるようにしてください。
3	実施要領 8 応募の手続き等 (1)④エ	①納税証明書は、『その3の3「法人税」および「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用』でよろしいでしょうか。 ②納税証明書は、原本の提出でしょうか。又は原本の写し（コピー）の提出でもよろしいでしょうか。 ③証明書の発行日について、プロポーザル公告日以降等、期日の指定はありますでしょうか。	①納税証明書は、その3の3（法人税と消費税及地方消費税）の証明をご提出ください。 ②納税証明書は、写しの提出も可とします。 ③納税証明書の発行日は、プロポーザル公告日である令和5年6月9日(金)以降の証明を提出してください。
4	実施要領 8 応募の手続き等 (2)③ア(b)	「自己託送する電力量の年間平均値（1時間値）と算出根拠」とありますが、年間平均値（1時間値）は、年間自己託送電力量を、8,760（365日×24時間）で除した値でよろしいでしょうか。	自己託送する電力量の年間平均値（1時間値）は、算出根拠と整合性が図れていれば、特に指定はありません。
5	実施要領 8 応募の手続き等 (2)③ウ	提出する契約書または協定書の写しについて、契約単価等の営業情報については秘密保持条項に抵触するため、黒塗りをさせて頂いてもよろしいでしょうか。	契約単価等の営業情報については伏せていただいて構いませんが、国又は地方公共団体との業務履行実績（(c)については、国又は地方公共団体以外の業務履行実績も可）が分かるようにしてください。 また、実施要領に明記する業務履行実績における数量等の業務概要は必ず記載してください。

6	<p>実施要領 8 応募の手続き等 (2)③ウ(c)</p>	<p>以下①～④のケースは実績として扱われますでしょうか。 ①契約期間の全てを終了していないが、提案書提出時点で実施している場合（自己託送業務は長期契約が多く、契約期間の全てを終了したものは限られるため）。 ②当該業務を再受託で実施している場合。 また、再受託の提出書類は「相手先と元請会社間」と「元請会社と参加業者間」の両方の契約書等が必要でしょうか。 ③自己託送計画の立案を行わず、発注者が定めた計画に基づき広域機関への手続き等のみを実施している場合。 ④負荷追従電力の供給や余剰電力売却が含まれていない業務。</p>	<p>①実績として取扱います。 ②実績として取扱います。この場合、「発注先と元請事業者」及び「元請事業者と再委託事業者」における契約書をご提出ください。 ③実績として取扱いません。 ④実績として取扱いません。</p>
7	<p>余剰電力売却仕様書 5 売電額の支払いに係る事項 (3)②</p>	<p>「売却電力量報告は毎月とし、月末締めで翌月初めに発注者へ報告すること。」とありますが、「翌月初め」ではなく、「翌月初め」でしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、「翌月初め」です。 余剰電力売却仕様書は、修正しデータを差替えました。</p>
8	<p>電力需給業務仕様書 4 料金の支払い</p>	<p>燃料費調整額、市場価格調整額は、負荷追従の電力量に応じて掛かるものであり、自己託送する自己託送電力量には掛からないものと理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
9	<p>電力需給業務仕様書 5 電力購入業務</p>	<p>(5)、(6)にて、一般送配電事業者の約款に変更があった場合の協議が記載されていますが、同様に法令改正や本事業に関連する電力制度の変更等があった場合は協議により契約内容を変更することは可能でしょうか。</p>	<p>法令改正や電力制度の変更等があった場合は、双方協議により決定します。</p>
10	<p>様式第9号(9-2から9-12まで)</p>	<p>電力料金の従量料金に記載する単価は、燃料費調整額、市場価格調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含まない単価でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

11	<p>実施要領 8 応募の手続き等 (2)③ 及び 別紙 3</p>	<p>公募資料別紙3にて提示いただいている市有施設のうち一部施設を対象に追加供給の検討をしたいと考えております。次の施設のうち低圧契約を除くものにおける電力使用量30分値をご提供いただくことは可能でしょうか。</p> <p>2 資産経営課（本庁舎）、5 斎場、10アーツ前橋（前橋シネマハウス含む）、11前橋文学館、12前橋市民文化会館、14市民体育館、15大渡体育館 温水プール・トレーニングセンター、17宮城体育館 宮城プール、19六供温水プール、32前橋総合運動公園、94保健総務課（前橋市保健所を含む）、98荻窪清掃工場、104第4 水処理施設、107前橋勤労者総合福祉センター（前橋テルサ）、109にぎわい商業課（元気2 1を含む）、114公営事業課（グリーンドームを含む）、115館林場外車券売場、135小屋原地区処理場、142道路管理課（道路補修センター、街路灯を含む）、151公園内の照明灯、155粕川温泉元気ランド、156ふれあい館（温泉ポンプ室）、157あいのやまの湯、158消防局総務課（中央分署を含む）、236南部共同調理場、237北部共同調理場、309前橋高等学校、311中央公民館、336総合教育プラザ、341浄水課、363天川ポンプ場、364岩神ポンプ場ほか、365し尿処理施設</p>	<p>説明会でお示しします。</p> <p>説明会に不参加の場合でも、当該データが必要であればご相談ください。</p> <p>なお、要望いただいた市有施設の30分値データについては、提案を予定する事業者全体に対して共有します。</p>
----	--	--	---